

平成 2 2 年度実施方針

1. 件名

戦略的国際標準化推進事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 9 号

3. 背景及び目的

今後、市場のグローバル化が進む中、我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、研究開発成果の国際市場での更なる普及を目指す必要がある。

一方、W T O / T B T 協定や国際市場における認証制度の影響力増加、ボーダレスなネットワーク等により、国際市場における国際規格の役割・影響が大きくなってきており、国際規格との適合が国際市場獲得の必須要件となる場合もある。

したがって、研究開発成果を国際市場に繋げるためには、早期に国際標準化に着手し、他国に先駆けて国際規格を整備する必要がある。

このため、本制度によって国際標準化に向けた研究開発等を実施し、我が国の研究開発成果の国際市場での普及を図り、国内産業の国際競争力を強化する。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

①標準化フォローアップ

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「N E D O」という。）が実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効となる標準化のニーズを把握し、係る標準化を図るためのテーマ・仕様書を設定した上で、民間企業等から具体的事業計画等を公募・選定し、委託して実施する。

②標準化研究開発

国内で実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効となる標準化のための研究開発ニーズを把握し、係る標準化を図るための研究開発課題を設定した上で、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施する。

③標準化先導研究

国内で実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効と考えられる標準化の可能性調査に係る課題を把握し、係る標準化を図るための先導研究課題を設定した上で、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施する。

4. 2 事業方針

(1) 対象事業者

原則として、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる標準化事業、研究開発のための拠点を有し、委託事業終了後、標準化を主体的に実施する事業者（単独または複数）とする。ただし、国外法人の特別の研究開発能力・研究施設等の活用、国際標準獲得等を目的に、必要な部分に関しては、国外法人との連携により実施をすることができる。

(2) 対象標準化課題・テーマ

電子・情報技術、ナノテクノロジー・材料技術、バイオテクノロジー・医療技術、機械システム技術、燃料電池・水素技術、新エネルギー技術、省エネルギー技術、環境技術及びクリーンコール技術分野並びにその他特に必要と認められる分野について、経済産業省と連携・協力し、我が国の研究開発成果の普及を図るために必要・有効となる標準化についての課題・テーマを設定する。

なお、標準化研究開発及び標準化先導研究については、課題の設定に当たり、関係各部署は必要な課題について推薦を行う。

(3) 審査項目

下記に係る審査項目及び審査基準により採択審査を行う。

なお、各技術分野及び各課題の特性を踏まえ、必要に応じて分野及び課題・テーマごとに適切な審査項目・審査基準を設定するものとする。

また、関係各部署の推薦は、審査項目「目標設定の妥当性」で反映する。

①標準化フォローアップ

項目	審査基準
目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の目標が経済産業省の政策及びNEDOの意図と合致していること・ 目標達成に向けて十分な内容となっていること
標準化の方法、内容	<ul style="list-style-type: none">・ 当該分野においてこれまでどのような取組がなされているか十分把握され、課題が明らかになっており、その課題解決に向けたアプローチが適切であること

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の方法、内容等が優れていること
標準化の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有していること
標準化事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当該標準化に係る国際標準案の作成・提案等、国際標準化活動を実施するために必要な能力や体制等を有していること ・規格案の作成に当たって、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約し合意形成が図れる調整能力を有していること ・事業目標の確実な達成に向け、国からの委託事業終了後も国際規格の制定、改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有していること ・事業実施体制において、共同研究開発者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有していること ・業務委託管理上、計画変更等NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること
事業の経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の経済性が優れていること
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有していること

②標準化研究開発

項目	審査基準
目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目標が経済産業省の政策及びNEDOの意図と合致していること ・目標達成に向けて十分な内容となっていること
研究開発及び標準化の方法、内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野においてこれまでどのような取組がなされているか十分把握され、課題が明らかになっており、その課題解決に向けたアプローチが適切であること ・提案の方式・方法等、提案内容が優れていること ・提案内容に実現可能性があること
研究開発及び標準化の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業分野の研究開発に関する十分な知見や実績、技術力等を有していること ・委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有していること

研究開発及び標準化事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有していること ・当該標準化に係る国際標準案の作成・提案等、国際標準化活動を実施するために必要な能力や体制等を有していること ・規格案の作成に当たって、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約し合意形成が図れる調整能力を有していること ・事業目標の確実な達成に向け、国からの委託事業終了後も国際規格の制定、改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有していること ・事業実施体制において、共同研究開発者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有していること。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めていること ・業務委託管理上、計画変更等NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること
事業の経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・経済性が優れていること ・提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有していること

③標準化先導研究

項目	審査基準
目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目標が経済産業省の政策及びNEDOの意図と合致していること ・目標達成に向けて十分な内容となっていること
標準化先導研究の方法、内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野においてこれまでどのような取組がなされているか十分把握され、課題が明らかになっており、その課題解決に向けたアプローチが適切であること ・事業の方法、内容等が優れていること
標準化の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有していること
標準化先導研究事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・当該標準化に係る国際標準案の作成・提案等、国際標準

体制	<p>準化活動を実施するために必要な能力や体制等を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化先導研究に当たって、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見・状況を把握する調整能力を有していること ・事業目標の確実な達成に向け、国からの委託事業終了後も国際規格の制定、改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有していること ・事業実施体制において、共同研究開発者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有していること ・業務委託管理上、計画変更等NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること
事業の経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の経済性が優れていること
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有していること

(4) 実施の条件

①実施期間

基本計画に記載のとおり

②規模

基本計画に記載のとおり

③採択予定件数

採択予定件数は定めず、予算に応じ、内容が優れているものを採択する。

④本年度事業規模（目安）

標準化フォローアップ

うち一般会計： 2.0億円

需給会計： 1.0億円

電特会計： 0.3億円

標準化研究開発： 11.5億円

標準化先導研究： 0.5億円

5. 事業の実施方針

5.1 実施体制（スキーム図）

別紙1のとおり

なお、標準化研究開発及び標準化先導研究においては、課題を推薦した関係各部署が当該課題に係る事業を実施する。

5. 2 公募

(1) 公募する媒体

NEDOホームページで行う。

(2) 公募開始前の事前周知

設定した課題・テーマ（仕様書）に係る事業規模が2千万円以上の場合は、公募開始の1か月前にNEDOホームページで行う。

また、標準化研究開発については、e-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成22年2月から、早期に取り組むべき優先順位の高いものから必要に応じて公募を行う。

(4) 公募期間

事業規模が2千万円未満の課題にあつては14日以上、事業規模が2千万円以上の課題にあつては30日以上を原則とする。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

標準化研究開発については、外部有識者による採択審査委員会を経て、NEDO内に設置される契約・助成審査委員会により決定する。なお、採択結果公表時に採択審査委員を公表することとする。

標準化フォローアップ及び標準化先導研究については、外部有識者による採択審査委員会を要しない。また、事業規模が2千万円未満の場合は、契約・助成審査委員会による審査を要しない。公募要領に合致する応募を対象にNEDO内で審査を行い、設定した課題の解決に有効と認められるテーマ・実施者を選定する。申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。

審査は非公開のため、審査経過に関する問合せには応じない。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、まずNEDOのホームページにて公開の上、各申請者に通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、テーマの名称・概要を公表する。

5. 4 テーマ評価に関する事項

標準化研究開発については、事業終了後には事後評価を受ける。

(1) 評価項目・基準

事後評価の項目・基準は、「テーマ の位置付け・必要性について」「研究開発等事業マネジメントについて」「研究開発等事業成果について」「標準化及び目的とする成果普及の見直し」とする。

6. その他重要事項

6. 1 評価

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により実施する。評価の時期については、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、設定するものとする。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

7. スケジュール

(1) 平成22年度実施テーマにかかるスケジュール

(平成22年2～3月 平成22年度課題・テーマの選定・設定)

(平成22年3月 平成22年度課題のテーマ公募、委託先公募 (公募時期は適宜))

平成22年4月～

平成23年3月 事業実施

(2) 平成21年度実施テーマにかかるスケジュール (達成状況の確認等)

平成22年 4月 平成21年度実施テーマの達成状況の確認

平成22年 4月～

平成23年3月 平成21年度実施テーマの成果報告会の開催

別紙

実施スキーム

